

監査報告書

学校法人 豊田学園

理事長 豊田 雅孝 殿

私たち学校法人豊田学園の監事は、私立学校法第37条第3項第3号の規定に基づく監査を行うため、令和元年度の学校法人豊田学園の業務および財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他の主要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、各校舎において業務および財産の状況を調査いたしました。また会計監査人と連携を取り、業務および財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の実務の執行に関しては法令および寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和元年度の学校法人豊田学園の財産の状況は適正なものと認められます。

令和 2 年 5 月 27 日

学校法人 豊田学園

監事

西 和 浩



監事

藤澤 伸行

